

第 20 回総合科学技術会議議事録（案）

1. 日 時 平成 14 年 7 月 24 日（水） 17 時 00 分～17 時 50 分

2. 場 所 総理官邸 4 階大会議室

3. 出席者

議長	小泉	純一郎	内閣総理大臣
議員	福田	康夫	内閣官房長官
同	尾身	幸次	科学技術政策担当大臣
同	片山	虎之助	総務大臣
同	塩川	正十郎	財務大臣
同	遠山	敦子	文部科学大臣
同	平沼	赳夫	経済産業大臣
同	吉川	弘之	日本学術会議会長
同	石井	紫郎	
同	井村	裕夫	
同	黒田	玲子	
同	桑原	洋	
同	白川	英樹	
同	吉野	浩行	

（臨時）

議員	坂口	力	厚生労働大臣（代理 狩野 安 厚生労働副大臣）
同	武部	勤	農林水産大臣
同	扇	千景	国土交通大臣（代理 佐藤 静雄 国土交通副大臣）
同	大木	浩	環境大臣（代理 山下 栄一 環境副大臣）

4. 議事

- (1) 平成15年度の科学技術関係予算の概算要求に向けて
- (2) 知的特区について
- (3) B T研究開発プロジェクトチームの設置について
- (4) その他

(配付資料)

- 資料1 平成15年度の科学技術関係予算の概算要求に向けて
- 資料2 知的特区について
- 資料3 B T研究開発プロジェクトチームの設置について (案)
- 資料4 温暖化対策技術プロジェクトチームメンバー
- 資料5 京都大学大学院医学研究科及び田辺製薬(株)創薬研究所のヒトES細胞の使用計画の確認について (報告)
- 資料6 第19回総合科学技術会議議事録 (案)

5. 議事概要

【尾身議員】

それでは、定刻になりましたので、第20回総合科学技術会議を開会いたします。小泉総理は多少遅れます。

今回は臨時議員といたしまして、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣にもご参加をお願いしております。なお、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣におきましては、副大臣がご出席しております。

(3) B T研究開発プロジェクトチームの設置について

【尾身議員】

恐縮でございますが、議題の順番を変えまして議題3の「B T研究開発プロジェクトチームの設置について」から始めさせていただきたいと思います。先日、総理の開催された

B T戦略会議が設置されましたが、総合科学技術会議といたしましてもこの戦略会議の議論に資するため、プロジェクトチームを設置したいと思います。井村議員からご説明をお願いいたします。

【井村議員】

お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。ただいま尾身大臣からお話がありましたように、バイオテクノロジーの成果の実用化あるいは産業化を進める目的で、総理の下にB T戦略会議が設置されました。この戦略会議に貢献するために、総合科学技術会議の中にプロジェクトチームを設けて、重点化すべき研究課題とその戦略的な推進方策あるいは人材の育成等のことを議論をしたいと考えております。本年中を目途に報告書を取りまとめる予定であります。以上です。

【尾身議員】

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【遠山議員】

バイオテクノロジー分野につきまして、18日に今のお話のように日本全体の産業化、実用化を進めるための戦略づくりを担うB T戦略会議が発足いたしまして、我が省としましても研究開発あるいは人材育成等につきまして全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

この分野につきましては、既に昨年9月の総合科学技術会議の分野別推進戦略が策定されまして、我が省としてはその戦略に示された方針に従って去る5月に「ライフサイエンスに関する研究開発の推進方策について」を科学技術・学術審議会において策定しております。今回、総合科学技術会議においてはB Tプロジェクトが発足することになりまして、我が省も積極的に対応していく予定でございますが、その検討に当たりましては是非これまでの報告等を活用していただきたいと思います。お願いをいたします。

【尾身議員】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご意見も踏まえまして原案どおり本プロジェクトチームを設置し、調査・検討を進め、B T戦略会議と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

(4) その他

【尾身議員】

それでは次に、議題4の「その他」に入らせていただきます。

前回の本会議で設置することと決定いたしました温暖化対策技術プロジェクトチームにつきまして、石井議員から説明をお願いいたします。

【石井議員】

資料4をごらんいただきたいと思います。前回の6月19日の本会議におきして、地球温暖化対策技術戦略プロジェクトを設置するという件をお諮りしてお認めいただいているわけですが、それ以来、鋭意メンバーの人選等を行いまして、資料4にございますような顔触れのメンバーをそろえたところでございます。座長としては慶応義塾大学客員教授茅陽一氏をお願いしたいというふうに考えております。今年の年度末までに鋭意議論を進めまして、所期の目的を達したいと考えております。以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。次に、遠山文部科学大臣から、ヒトES細胞使用計画確認につきましてご報告をお願いいたします。

【遠山議員】

ヒトES細胞の具体的な使用計画につきましては、総合科学技術会議に報告することとなっております。今般、京都大学大学院医学研究科と田辺製薬株式会社創薬研究所から申請のありましたヒトES細胞使用計画につきまして、私どもの指針に基づいて京都大学につきましては4月26日付、田辺製薬につきましては6月27日付で文部科学大臣としての確認を行いましたので、その指針第36条第4項に基づきましてここにご報告申し上げます。

この計画は京都大学大学院医学研究科と田辺製薬株式会社が共同研究として行うものでございます。海外からヒトES細胞を輸入し、血管の再生の研究を行おうとするものでございまして、我が国におきます最初の使用計画であります。今後とも、こうした再生・発生医学の発展に係わりますヒトES細胞使用計画について指針の範囲内で認めてまいりたいと思いますが、この確認につきましては別途、生命倫理専門調査会に計画の確認ごとに

ご報告しておりますので、今後この会議におきましてまとめてご報告することとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。次に、平成14年度科学技術振興調整費についてでございますが、文部科学省で行われました審査結果について、本年1月に本会議で決定をいたしました配分の基本的考え方等に沿ったものであることを、私と有識者委員で確認いたしましたのでご報告いたします。

続きまして、第19回本会議の議事録についてであります。既にチェックしていただいておりますので本会議終了後、公表することといたします。また、本日の資料につきましてはすべて公表することといたします。

（１）平成15年度の科学技術関係予算の概算要求に向けて

【尾身議員】

それでは、議題1の「平成15年度の科学技術関係予算の概算要求に向けて」に入らせていただきます。本件につきましては、現在「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」で示された考え方に基づき、関係府省におきまして概算要求に向けた検討が進められていますが、私と有識者議員によりポイントとなる主要点をまとめてみました。特に経済活性化のための研究開発プロジェクトにつきましては関係府省、経済界などのご意見も聞きつつ、具体的なプロジェクトの課題を検討してまいりましたので、井村議員、桑原議員、石井議員、白川議員、それぞれから続けてご説明をお願いいたします。それでは、井村議員からお願いします。

【井村議員】

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。6月19日の会議で、平成15年度の資源配分の方針を決定していただきました。その要点をもう一度ここに繰り返して述べておりますが、まず競争的研究資金、特に基礎研究の推進は常に重要な課題であります。第2期科学技術基本計画中に倍増するという計画でありますので、本年も是非増やしていく

必要があると考えております。

2 番目には重点 4 分野への重点化でありまして、これは概算要求前に各省からヒアリングをして、めり張りのある重点化が進むようにしたいと考えております。

3 番目は、研究開発型特殊法人の取扱いです。研究というのは多年度にわたって持続的に進めていく必要がありますし、また現在のように進歩の激しい時代には急に方向を変える必要もあります。したがって、研究資金は弾力的なものであることが大変重要でありますので、是非運営交付金方式にしていきたいと考えております。

それから、大学の施設につきましては昨年度補正予算をいただきまして 5 年間の目標の 54.5% を 2 年度で達成することができました。大変感謝をしております。本年度も着実に施設を改善していくように努力したいと考えております。

5 番目の経済活性化のための特別枠、これが本年度の新しいものでありまして、産業の空洞化を食い止め、製造業の技術革新を促し、新産業を創出していくためにこの枠を是非設けていきたいと考えております。この 1 年間、国民運動として大きな盛り上がりを見せました産学官連携の総仕上げとして、比較的短期間で実用化ができるようなプロジェクト、それから実用化まではやや長い期間を要しますが、次代の産業基盤の構築に重要なもの、そういったものを選んでいきたいと考えております。1 件当たり 5 年間で 50 ないし 300 億円程度のプロジェクトを考えております。これは基本的に産学官連携プロジェクトであります。

現在、科学技術政策担当大臣と有識者議員を中心にして関係省及び関係機関とプロジェクト構想について検討を進めております。本日は事例として幾つかのものを説明させていただきたいと思えます。4 ページをごらん下さい。まず、ライフサイエンス分野は私から説明をさせていただきます。

1 番として、個人の遺伝的特性に応じたテーラーメード医療の実現であります。これは一人ひとり顔が違うのと同じように、病気へのかかりやすさも違います。それを遺伝子の多型、SNPs（スニップス）と言いますが、それによって知ることができるようになってまいりました。ミレニアム・プロジェクトでお金を大分入れていただきまして現在世界でも第一級の材料が日本では得られておりますので、今後多数の人について検査できるようなシステムをつくること、それによって日本人 30 万人ぐらいの SNPs を調べて、病気との関連を明らかにしていきたい。それによって今後、医療は大きく変わり、個人の特徴を基盤にした医療になると考えております。

それから、病気と関連したタンパク質の解析、これは新薬の開発に必要です。

また、先ほど再生医療のお話が出ましたけれども、臨床に応用できるような幹細胞技術

を確立してバンクをつくりたいということでもあります。特に臍帯血がかなりたくさん入手できますが、その中には相当数の幹細胞がありますので、それを培養して細胞系を樹立して、これを患者さんに使えるようにしていきたいというプロジェクトです。

それからナノ材料を用いた人工臓器あるいはセンサーの開発、それから I T とナノテクノロジーを活用したバイオセンサー等バイオの分析・測定技術の開発等もございます。

また、次世代の医療用画像装置の開発も考えております。特に P E T であります、陽電子を出す放射性物質を使いますと 1 センチぐらいのがんを見つけることができます。高齢者社会においてはがんの早期診断、早期治療が非常に重要になってまいりますが、それを安価にできるように技術開発をしたいと思っております。

それから細胞・生体機能のシミュレーション、これはコンピュータを使って新薬の開発等の材料を解析していくという計画であります。

それでは、次をお願いします。

【桑原議員】

それでは、7 項以降を情報関係中心にご説明いたします。

まず 7 項の極端紫外線露光装置、これは現在日本が世界のトップシェアを取っておりますけれども、現在使っているレーザー光源は微細化に限度がありまして、次世代はここに書いてあります極端紫外線露光による装置にしなければいけないということです。現在、欧米の連合と日本勢との一騎打ちの様相になっており、是非これに勝ってこの半導体製造産業を再び世界のトップに持っていこうというプロジェクトでございます。

次の 8 項はグリッド・コンピュータでございますが、これは括弧内に書いてありますように分散したコンピュータをネットワークを介して接続し、1 つのコンピュータのように使う技術でございます。これからコンピュータを使うユーザーはコンピュータを所有するのではなくて専門企業に業務を委託するような時代になるであろう。つまり、コンピュータビジネスの形態が一変すると予測されております。ここで開発する技術はこの中核となる技術でございまして、これも米国勢と開発競争になります。先行して国内だけではなくて国外のコンピュータ産業をも取り込んでいこうという壮大なプロジェクトでございます。

次に 9 から 11 項を飛ばしまして 12 項のロボット関係でございます。日本はロボット技術ではご承知のように優れたものを持っております。物を微妙につかむ力の制御ですとか音声対話、あるいは画像認識等、いろいろ進んでおりますけれども、これを更に進化させて、例えば人工筋肉をつくるとかということによって日本を世界のロボット王国にしようではないかというプロジェクトです。ロボットの対象としましては、体内における医療用のロ

ボットなど、新しい需要をとらえていこうというふうに考えております。

なお、この次の13項の微小電気機械システムはこのような小型のロボットに対する大きなバックアップにもなるというテーマでございます。

その次に、ページをめくっていただきまして14を飛ばしまして15でございます。これは、宇宙利用拡大の目玉に置いているもので、複数の人工衛星を組み合わせて常に1基が日本の天頂にあるように配置することによりまして高品質の移動体通信あるいは測位情報を得ようというものです。利用は高度道路交通制御システム、いわゆるITSですとか、あるいは高精度のGPS機能などがございますけれども、この衛星は東アジアの上空も通過していきますので、日本で完成した応用技術が東アジア地区へも広がっていけるという楽しみも持てるものというプロジェクトでございます。以上です。

【石井議員】

それでは、8ページの16番、17番につきまして、つまり環境エネルギー分野でございますが、私からご説明申し上げます。

環境分野というものは経済活性化に直結するということがなかなか難しい分野ではございますけれども、経済は環境の一部である、と最近言われておりますような考え方に基づいて、波及効果の大きいものを何とか選んでいきたいと考えている次第でございます。この16番に挙がっておりますバイオマス及び廃棄物の再資源化の技術開発、これは3つの省から提案が出されているものでございますが、これをひとつ代表的なものとしてご紹介申し上げます。

バイオマスというのは有機物質の塊といったような意味でございます。森林の間伐材であるとか、あるいは農業から出てくるさまざまなくず、わら等、それから水産加工においてもさまざまに廃棄物が出てまいります。そういったもの、あるいは産業廃棄物、建築の廃材であるとか、あるいはプラスチック廃材であるとか、そういったものを分解することによって水素あるいはメタノール等の有用なガスあるいは燃料を取り出しまして、エネルギーや工業原料として利用していく技術を開発しようというものでございまして、一定のモデル地域での実証試験によって、排出物の構成とか、あるいは季節によるその成分の変化等に適合したトータルシステムを開発しようという提案でございます。これはできる限り3省において連携を組んでいただき、重複を排除しながらうまく開発していけば面白い結果が出るのではないかと思います。

次の燃料電池でございますが、これは燃料電池の燃料になりますところの水素をどのように運搬するか、あるいは貯蔵するかといった点に関する基礎技術をしっかり開発しよう

ということでございまして、これはこうしたインフラを整備することが燃料電池の普及にとって不可欠の前提でございまして、いかにして水素を圧縮・貯蔵するか、あるいはタンクから燃料電池へ燃料を安全に供給するためのバルブ等の開発について必要な仕事をしたいというものでございます。以上でございます。

【白川議員】

次に、ナノテクノロジー材料分野で4つの事例を挙げております。9ページをごらんください。時間の都合で、18と20の説明をいたします。

18は有機材料を用いた平面表示装置、いわゆるフラットパネルディスプレイというものです。ここ20年ぐらい、有機化合物あるいは有機高分子化合物もシリコンと同じような半導体的な特性があるというものが合成されてきました。有機材料というのは溶媒に溶けるので、塗布をしたり、あるいは印刷をしたり、そういう非常に簡便な手法で基板の上にトランジスタをつくるというようなことが可能になってきました。ということで、半導体あるいは電圧をかけると光が出るという特性を組み合わせれば折りたたみ可能で安価な平面表示装置を実現しようとするものであります。少し先を見ると、1個の分子で半導体の機能を持たせたいいわゆる分子素子というようなものが今のところ考えられております。将来、それにつながるものであるということでもあります。

20番のマイクロリアクターというのは、いわば微小化学反応装置ということで、ナノサイズの微細な溝の中ということが書いてありますが、今のところはナノサイズよりもう少し大きいマイクロサイズ、つまり1リッターの100万分の1がマイクロリッターということですが、そのぐらいの大きさを想定しているわけです。そういうふうに100万分の1の小さいものですが、非常に選択的で、しかも効率がよくエネルギーが少なく済む。そういうような省エネ、省資源の化学プラントとして工業的にも非常に期待をされているわけです。ということで、この研究を通してエネルギー、資源、環境などに配慮した次世代型の化学産業の実現を目指しています。以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご意見等がございましたらどうぞご発言ください。

【武部議員】

我が国の経済活性化の実現に当たっては、「平成15年度の科学技術に関する予算、人

材等の資源配分の方針」の中で、「経済活性化のための研究開発プロジェクト」の対象となる技術課題につきましては、「高齢者社会への対応とか循環型社会の構築等の社会的課題の解決への考慮」ということが記されておりますとおり、健康や安全・安心な生活の確保のための技術開発というものを取り上げていくことが極めて重要ではないかと思うわけでありまして、今回プロジェクトの例として農林水産省が貢献できるものとしてバイオマス関係技術が記載されているところでございますが、これに加えて是非新産業の創出に結びつく植物や昆虫のゲノムの成果を生かした有用物質・素材の開発、また政府全体の喫緊の課題であります国民生活に極めて身近なDNAによる判別技術等食の安全・安心を確保するための技術、BSEを制圧するための生前診断技術や機能性食品の開発に関する技術等を本プロジェクトの対象として取り上げることが不可欠だと、私どもこのように考えておりまして、是非これらの技術開発について農林水産省としても工程表を明らかにし、産学官連携の下に鋭意取り組む所存でございますので、このことを是非再度ご検討いただきたいと思っております。詳しくはまたご説明に上がらせてます。特に私も先般つくばの農業研究団地を視察し、昆虫産業の将来について本当に限りない可能性というものを感じてまいりました。是非、再考をお願いしたいと思っております。

【平沼議員】

我が国の経済は今、非常に厳しい状況ですけれども、経済を活性化するためには産業の空洞化を未然に防ぎまして、産業技術力の強化を図ることが最重要課題であります。そのためには、前回決定をいたしました15年度の資源配分の方針に明記されておりますとおり、経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進が極めて重要です。

当該プロジェクトの検討に当たりましては、1つは比較的短期間で具体的市場が想定され、その急速な成長と規模が期待できること、もう一つは、市場化に向けた産業界の具体的取り組みがはっきりと示されていること、こういった厳格な要件をしっかりと課すことによりまして、ばらまきを排除してメリハリがしっかりと効いた重点化を行うことが必要だと思っております。

本日、各議員の先生方からご説明いただきました研究開発プロジェクトの事例には、産業界から要望のある重要なものが多々含まれておりまして、経済活性化のための研究開発プロジェクトに対して予算を集中投入することが望ましいと思っておりますので、ご配慮をお願いします。

【遠山議員】

平成15年度の科学技術関係予算の概算要求につきましては、先日総理から直々にご指示を受けました研究開発システムの見直しをしっかりと行いながら、先ほど井村議員の方からご説明がございました資源配分の方針に沿って必要な要求をしまいたいと思います。

冒頭のご説明にありましたこの5つのポイントは、大変日本の将来にとって重要と考えるところでございまして、是非とも力を入れてまいりたいと思います。中でも経済活性化のためのプロジェクトについて4人の先生方からお話がございました。これらは高い経済活性効果をもたらすブレイクスルーなどの明確な研究開発成果のターゲットを設定すること、そして知の創成の拠点であります大学等と産業界のポテンシャルを最大限に活用していくことを前提として、私どもとしましては比較的短期間で実用化が期待されるプロジェクト、それから将来発展する潜在的可能性の高いプロジェクトについて積極的に検討してまいったところでございます。このプロジェクトの実現に向けて最大限の努力をしまっている所存でございますが、我が省といたしましては経済活性化の視点以外にも科学技術基本計画に基づきます多くの重要な課題がございます。

そこでお願いでございますが、総合科学技術会議におかれましてはこのプロジェクトのための特別枠の設定を始めといたしまして科学技術創造立国にふさわしい科学技術関係経費総額の確保に向けて是非ともご尽力をお願いしたいと思います。

【塩川議員】

昨日、私は尾身さんからお話を聞きまして、特に5番目の経済活性化のための研究プロジェクト推進は随分長時間かけてお聞きいたしまして大分洗脳されまして夢を持ったわけですが、まだこのほかに20件ほどあるそうですね。そういうものがどんどん出てきたら非常に結構だと思っております。

それで、今日はこれを聞きましたら値段をちゃんと書いておられるようですが、これはいろいろとまた後で交渉させてもらうことにしても、これで大体どんな程度に研究を進めていくのか。これは一遍にわっと出してもなかなか私の方も扱いにくいと思いますので、要するに組合せの工程表みたいなものというか、そういう期間の進行ではなくてここを重点にまずやっていこうというようなことをひとつ決めていただいて、そしてできましたら産官学の協力でございますから、そういうのを具体的に出していただいて、私は税法上の措置もこれに予算と同時に合わせていくべきじゃないか。そして、民間がこれに資金を出して損をしないような、かえってこれに参加することがいいというような税制もひとつ考えてみたいと思ひまして、一緒に研究してみろと言っておきましたけれども、一遍にわっ

と出てこないで、要するに段取りをひとつ付けていただいて予算折衝をさせてもらいたいと思っております。

ですから、今日こちらに出ましたものは一つの概算要求に向けてと書いてありますけれども、昨日言っていたんですが、私たちも非常にこれは夢があって推進したいと思っておりますけれども、だからと言ってよしわかったというわけにはなかなかいかないので、そこだけひとつご了承いただきたいと思います。

【桑原議員】

ちょっと話題は違うのですが、評価に関わる予算の確保についてご理解をいただきたいと思っております。

今日出ましたプロジェクトもいろいろ大きなものが入っておりますけれども、総合科学技術会議では300億円、あるいはその運営費を含めて500億円以上のものは特に事前評価は我々自身できちんとやろうということになっております。ですから、ミニマムの予算というのは必要だと思っております、確保に向けて努力をしてみたいと思いますので是非ご支援をお願いしたいと思います。

【佐藤議員代理】

国土交通省といたしましては、経済活性化のための研究開発プロジェクトといたしまして次世代測位・通信衛星システム、リアルタイム災害情報システム、大規模自然再生プロジェクト、無人化施工・維持管理ロボット、スーパーエコシップ、北海道における糖鎖工学産業クラスター促進などに取り組んでまいりたいと考えております。これらのプロジェクトはいずれも経済活性化に重要なものと考えておりますが、特にリアルタイム災害情報システムは安心、安全な社会を構築するために、更に大規模自然再生プロジェクトは沿岸域等で美しい自然環境を再生するためにそれぞれ大変重要なテーマであると考えております。今後、内容を更に具体的に詰めまして産学官の連携、関係省庁と連携を進めまして積極的に推進してまいりたいと思っております。

最後に競争的資金による基礎研究の強化でありますけれども、特殊法人改革の中ではありますが、一層の強化が必要と考えているところでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【狩野議員代理】

科学技術の重点4分野の筆頭に位置付けられるライフサイエンス分野の成果を医薬品と

して実用化するためには治験が必須でありますけれども、我が国では治験の空洞化と言われるように、国内企業が開発した薬であってもその約４割は海外でのみ治験が行われている現状にあります。このような現状を打破するために、本年６月に閣議決定されたいわゆる基本方針2002においても治験活性化３か年計画を策定することとされております。これを受け、厚生労働省では疾患群ごとに我が国最高水準の医療機関をネットワーク化し、統合された形で治験を実施する治験活性化プロジェクトを提案しているところです。

本プロジェクトは方法論としても従来にないものであり、企業にとって新薬開発の大きなインセンティブになるものと考えられるので、是非経済活性化のための研究開発プロジェクトとして取り上げられるよう、よろしくお願いをいたします。

【山下議員代理】

環境省からアピールさせていただきます。先ほども石井議員の方からご紹介いただきました部分ですが、経済は環境の一部という考え方がまだ日本の経済界でも部分的にはなっておりますけれども、行き渡っておりません。私は、そういう考え方は非常に大事だと思っております。要するに、環境や生体機能を守ることが人間を守ることになるんだという考え方からの新しい取り組みが必要である。

特に先ほどご紹介いただきましたバイオマスにつきましては、これから大変大事な生物由来の資源として有効に活用していく。これは既に農水省の方からも大きく戦略として立ち上げていただいておりますけれども、文科省または農水省とよく連携をとりながらバイオマスを活用した、特にエネルギーに結び付けていく。特に燃料電池、バイオマスから水素を取り出して燃料電池という、特に生ごみが電気に化けるとか、そういうことは非常に新しい考え方でございますし、飽食の世の中ですけれども、できるだけそういう循環型のエネルギーとして活用していく。再生可能エネルギーの新しい有望な分野でもあると思います。

それと、環境省独自のナノテクノロジーを利用した分野としまして、環境モニタリングを地域の取り組みだけではなくて個人でできるという携帯電話型の環境モニタリング機器を開発しようという取り組みを環境研、または産業界とも連携しながら今やっておりますし、またナノとかバイオテクノロジーを使った健康、または生態影響評価、これを環境チップという形で開発していくという取り組みもやっておりますので、ご理解いただけたならば是非実用化を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【井村議員】

先ほども申し上げましたように、明年度の概算要求で経済活性化特別枠では、産学連携を行いながら急速に日本の経済を活性化できるようなプロジェクト、そういう夢のあるプロジェクトを選んでいきたいと考えております。

しかし、同時に重点4分野がありまして、これについては重要な課題を取り上げていく。すぐに経済効果の現れないものであっても、日本の将来にとって重要なものは取り上げていかないといけないと考えております。今、各省からそれぞれご意見を伺いましたが、経済活性化のプロジェクトと重点4分野というふうに分けていって、今後概算要求ができるようにしていきたいと考えます。

【塩川議員】

そう言っていたら、こちらも扱いやすいですね。

【尾身議員】

ありがとうございました。実は、このプロジェクト全体で来年度で3,000億円から5,000億円ぐらい、5年間で1兆5,000億円という計算をしておりますが、これの裏に民間企業からもこのプロジェクトの性格に応じまして資金を拠出していただくことを考えており、具体的なプロジェクトごとに民間の負担についても詰めておりますので、実際に支出する金額はもっと大きくなるだろうと考えております。

それから今21プロジェクトを挙げてありますが、これは事例として挙げているわけございまして、現在具体的な詰めをしておりますのが50から60ぐらいございます。先ほどいろいろお話のございましたものでここに挙がっていないものもございしますが、私どもは検討をしておりますので、それとできるだけ入れた形で進めてまいりたいと考えております。

それから、資料1に挙がっている金額はあくまでも要求側の数字でございまして、きちんとしためり張りを付けた予算をつくるという意味では更に詰めていきたいと考えております。したがって、各府省からお話のございましたプロジェクトについては実はもう検討中で、ここに全部挙げてもいいわけでございますが、ここでの話題は一応事例を紹介するということで挙げておりますので、ここに挙がっていないから採用しないということではなく、いろいろこれから相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

関係府省におかれましては、引き続き概算要求の準備を進めていただきたいと思います。経済活性化のプロジェクトにつきましては、ただいまのご意見等も踏まえまして総合科学

技術会議として引き続き検討を進め、平成15年度の概算要求の中に具体化を図ってまいりたいと考えております。

（２）知的特区について

【尾身議員】

次に、議題２の「知的特区について」に入らせていただきます。本件につきましては、この会議におきまして小泉総理のご指示により検討を続けてまいりましたので、これまでの検討結果について井村議員からご報告をお願いいたします。

【井村議員】

お手元の資料２をごらんいただきたいと思います。小泉総理のご指示を受けまして、大臣、有識者議員を中心に広く自治体、大学等の意見を伺いました。21道府県、6政令指定都市、47の大学等から要望をいただきました。また、3県、1政令指定都市に来ていただいてヒアリングも行いました。その結果をまとめたのが資料の２でございます。

まず「目的」のところではありますが、これは科学技術の振興による技術革新が我が国にとって極めて重要であり、そのために産学官連携や大学の活性化を視野に入れながら知的特区を導入して規制改革を進める必要があるということを述べております。

「基本的考え方」としましては、知的特区は先導的に規制改革を実施するものでありまして、特に問題のないものは全国に拡大することが必要であるということを書いております。

対象は、科学技術の振興に関連するものを可能な限り広く取り上げております。

特に、自治体、大学等の要望を踏まえまして科学技術の振興の観点から見直すべき事項を挙げたのが４ページ以下でございます。そこには事例も書いております。

まず「大学等における教育研究活動の推進」については、大学等の設置基準の見直しの要望がかなりたくさんございました。例えば、大学の学部・学科の設置・改組の認可制を届出制にしてほしいとか、学校教育において英語の授業の自由化ができるようにしてほしいとか、遠隔授業をもっと自由に取り入れられるようにしてほしいといったことでございます。それから、これは財政との関係で非常に重要な問題であります、国立大学等にお

いて費目間で予算を弾力的に流用できるようにするとか、あるいは予算の執行を一定の手続の下で年度を越えて使えるようにしてほしいということです。現在、繰越し明許はございますけれども、この制度は大変繁雑でとても実際には使えないという状況でありますので、ここを是非やってほしいという要望がございました。

6 ページをごらんいただきたいと思います。外国人研究者関連では任用の自由化、特に大学等の長への外国人の任用、あるいは在留資格の見直し等の意見が出ております。それから、インターナショナルスクールの卒業生に自由に大学受験ができるように受験資格を与えてほしいという要望もございます。

産学官連携でありますけれども、これにつきましては大学教員の大学と企業の兼業をより自由化してほしいということです。というのは、現在では大学の長の判断で許可することができません。最初は人事院が一括してこれを管理していたわけですが、現在各省にゆだねられておりますけれども、これを是非大学の長まで下ろしてほしいということであります。

それから、前回もここで議論になりましたが、自治体や大学から要望が多く寄せられておりますのは地方公共団体から国の機関に対する寄附を禁止する地方財政再建特別措置法で、これを是非撤廃してほしい、あるいは緩和してほしいという要望でございます。お手元の資料にその例を幾つか挙げております。例えば、国立大学の先生には県のつくったオフィスが無償で使用できないという問題とか、あるいは現在各地で知的クラスター、産業クラスターがつくられておりますが、そこに国立大学のサテライトを誘致することが難しいとか、そういった問題であります。

あとは、大学等への裁量労働制の導入も重要な課題で、7 ページに書いております。

8 ページにはベンチャー、新産業創出のための規制の問題が書かれております。

更に、9 ページをごらんいただきたいと思います。医療に関する研究環境の整備であります。臨床研究に特定療養費を導入していただきたいということです。これは、臨床研究を行う場合には現在はいわゆる治験だけは保険を使いながら新しい薬の臨床研究ができます。しかし、その他の臨床研究はできないわけで、臨床研究をするためには患者さんの入院費とか看護料を全部自費にしないといけないということになっております。是非特定療養費を導入していただいて臨床研究が行いやすいようにしていただきたいと思っております。

それから、臨床研究が成果を上げますと、高度先進医療制度によって一定の保険適用ができます。しかし、この場合にもいろいろな条件がございます。厚生労働省では最近その条件をある程度緩和していただいておりますが、今後更にそれを緩和していただいて、地

方のさまざまな医療機関で実施している極めて専門的な高度の医療にも適用できるようにしていただきたいと思います。

今後は知的特区が構造改革特区制度の中で実現されますように、内閣官房と連携し、フォローアップを行っていきたいと考えております。以上でございます。

【尾身議員】

ありがとうございました。ただいまのご報告に関しまして何かご意見等がございますか。

【片山議員】

毎回申し上げて恐縮なんです、この地方団体から国立大学などの国の機関に対する寄附金の禁止、これは規制でも何でもないんです。ほかのものと全然違います。大学の設置基準だとか労働力の規制だとか、これは何度も同じことを申し上げますが、国と地方の財政事情をきっちり守ってもらうためにつくった規定で、国が持つべきものは国が持つ、地方が持つべきものは地方が持つ。国が持つべきものを負担転嫁をして地方に救済させたり、負担させるのは困るという考え方なんです。

これをもし全部日本じゅうに広げるといったら、地方からどんどん国が持つものに金を出しなさいということになる。地方財政はむちゃくちゃになりますし、財政秩序も何もなくなくなることです。先生方があれやったらこれをやったらと言え、それは出します出しますということになるわけでありまして、そのための歯止めのものなんです。

ただ、そうは言っても神戸市のような例がありますから、政令でこういう場合にはよろしいという基準を書いているんです。神戸市の場合には政令を直してそういうことを追加しようと思いますので、特区だからこれを撤廃するなどということはできません。特区だから、特区でないからということではなくて、事柄で政令の緩和の基準に該当するものはできるだけ認めていくということですので、地方が言ったからというのは当たり前です。馬の前ににんじんをぶら下げて走れというようなものですから。しかも、それを誘致で競争させるようなことをやると、これはかえって大変なことになるんです。そのことを私は申し上げているわけでありまして。

【井村議員】

お言葉を返すようではございますけれども、すべて法律というのは枠組みでありまして、それが決

定されるときにはその枠組みが必要であったと思うんです。ただ、何十年かたちますといろいろな状況が変わってまいります。その中でいろいろな不便が生じてきたときに、これが規制ではないかと私は考えているんです。

【片山議員】

規制ではありません。先ほども言いましたように、最適に当てはめるように必ず基準をつくっているわけです。

【井村議員】

例えば、大学設置基準も最初は大学をつくるときにその品質保証を入り口でやるべきだという枠組みでやってきたわけですが、最近はそれでは新しい分野がなかなか開けないということで、現在では文部科学省もこれを検討していただいていて、その改正の予定であるということを聞いております。現在、全国の各地でいろいろな新しい産業を起こすための知的クラスターとか産業クラスターができていて、そこは地方自治体と大学等が共同してやらないといけない。だから、そういうものに対してだけを我々は考えているわけです。

【片山議員】

だから、国が持つものは国が持っていて、地方が持つべきものは地方が持つと言っているんです。今度は、国が持つべきものも地方に負担転嫁させるのは困るということなんです。

ただ、そうは言っても先生が言われるようないろいろな状況があるし、いろいろな問題がありますから、それは政令で緩和している基準をつくっているんです。その中で検討しますと言っているので、何でも国が持つものを地方が持てばいいということになっていないでしょう。だから、共同でやるのならば例えば共同化の方式を考えると、委託の方式を考えると、私はいろいろな知恵が出ると思うんです。千葉県か何かのことを言われているに違いないんだけど、それは地方団体もいろいろな言い方をします。先生にはそういうことを言うけれども、我々にはまた別のことを言うんです。それぞれ2つも3つも地方団体の顔があるんです。だから、そのところは国と地方の財政をごちゃごちゃにしたらいけないということにはなりません。それを申し上げているわけです。

【井村議員】

別にごちゃごちゃにしてほしいということを言っているわけではなくて。

【片山議員】

結果としてはなるんです。

【井村議員】

そうではなくて、一定の協力の下にやれるようにしていただきたいということです。

【片山議員】

それは知恵を出せばいいし、緩和の基準もあるということを申し上げているわけです。

【井村議員】

確かに知恵を出すことは必要です。

【片山議員】

一方的に出せ出せではだめですよと言っているんです。国が持つべきものを地方に出せだとか、それでは強要じゃないですか。

【井村議員】

そんな意味ではありません。

【片山議員】

そこは新しい知恵を出すなり、政令の基準を緩和するなり、そういうことなんですよ。

【尾身議員】

今と同じ議論が前々回のこの会議で行われたときに、総理から知的特区という考え方はどうかというご発言がございまして、これを受けて私どもは地方公共団体などの意見、要望を踏まえてこうした問題があるということを提起しているわけです。各地域の実情に応じて現実にそういう要望があって、知的特区の内容としてこういうことをやってほしいという要望でありますから、その知的特区の中身を議論するときに私どもとしては今の意見を取り上げていただきたいということでございます。

そこで、これからいろいろ個別の知的特区の問題について議論をしていただく中で、今のテーマも取り上げていただきたいと思っているわけです。

【片山議員】

特区だからということではなくて、個別のそれぞれ当てはまる案件を見て具体的に適用しましょうと。そのために政令の基準をつくっているんですし、政令はみんなで決めるわけですから、そういうことを申し上げているので、特区ならば全部この制限を撤廃するなどというような考え方はおかしいと思います。特区の中身によって、個別案件で私は審査して判断していくべきだと思います。

【井村議員】

今回、規制をいろいろ調べてみますと幾つかありまして、法律によるもの、それから政令、省令によるもの、さらに運用によるものもあるんですね。実際に現在認められておりましても手続が極めて繁雑で、例えば中央までいかないと認められないものもたくさんある。そうすると何か月もかかってしまって、急いで研究をするのには向かないというものもありますので、それぞれのレベルで検討をしていく必要があると思っております。

【片山議員】

手続の簡素化は我々も考えていきますが、基本的には国が責任を持って今の仕分けで分けているものは国が出していただくということなんです。それを地方に出せというところに問題があると言っているんです。出すことが悪いと言っているんじゃないんです。国が出すべきものを地方が出すというのは困るということが、あの規定の精神なんです。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

要は、今までできなかったことをやるということなんだから、知恵を出して今までの運用にしても、法にしても、政令にしても、できなかったことをできるようにするというのが特区の考え方だから知恵を出し合ってください。

【片山議員】

知恵を出すことは賛成です。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

今までできないことをやろうとしているんだから、そのための特区なんだから、できない理由はたくさんあるけれども、よく知恵を出してください。

【遠山議員】

知的特区を通じまして、大学等における研究成果を活用して新産業創出に結び付けるといふ、私はこの知の循環を実現するということは大変大事だと思います。それで、我が省にもこれまでやってきました知的クラスターとか地域結集型共同研究等の施策を講じてきました地域から、知的特区についていろいろな要望もまいっております。それを検討してまいりたいと思いますが、今、ご説明があった資料につきまして幾つか具体的な点が挙げられているんですけれども、結構既にもう緩和の方向に向かっている、あるいは緩和されたものについての誤解があるなどございますので、実際に特区という形で認めていく場合にはよく精査をした上でやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【狩野議員代理】

構造改革特区、あるいは知的特区の構想につきましては、科学技術の振興を始め、地方公共団体の自発性を生かした地域づくりという観点からも重要であると考えております。厚生労働省では昨日、構造改革特区についての考え方を公表しておりますし、健康や安全の確保には特に留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【尾身議員】

それでは、本件につきましては内閣官房におきまして構造改革特区の具体的が図られる際に、ただいまのご意見等も踏まえ、本日お示しした考え方が適切に実現されるようフォローアップを行ってまいりたいと思います。

【尾身議員】

それでは、最後に小泉総理からご発言をいただきたいと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

平成15年度の科学技術関係予算の概算要求に向けてですが、本日は各省にまたがる研究開発プロジェクトを取りまとめていただきました。関係各省においては、本日の議論を踏まえて総合科学技術会議の調整の下で実効的なプロジェクトの実現に努力してほしいと思います。

また、知的特区についてですが、いろいろ問題がありますが、できるだけ早く具体化することが大事だと思います。今までの全体の中ではでき得ないようなことを特区でできるようにしようというのが特区を設ける考え方ですから、お互いにいい知恵を出していただきたいと思います。この会議におきましても、実現に向けて関係組織との連携を図っていただきたいと思います。

また、バイオテクノロジー研究開発プロジェクトチームについてですが、ＢＴ戦略会議が進める我が国全体のＢＴ戦略策定に向けて、本プロジェクトチームも科学技術面から十分な協力をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

【尾身議員】

それでは、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の総合科学技術会議を終了いたします。

－ 以 上 －